

市道第 43-063 号線に対する意見交換会の再審議を求める陳情

[願意]

前原東地区の自治会が行った市道第 43-063 号線封鎖に対して船橋市監査委員会より平成 29 年 11 月 22 日に船橋市長あてに平成 30 年 2 月 20 日までに車止め撤去の勧告書が発行された。

それに伴い船橋市道路管理課は、平成 29 年 12 月 19 日、平成 30 年 1 月 26 日、平成 30 年 5 月 17 日、平成 31 年 1 月 31 日の 4 回意見交換会と称し住民説明会を、前原信和自治会、ハーモニー保育園、二宮小学校、二宮中学校、朝日パリオ津田沼管理組合、同自治会、船橋東警察署、の 7 団体を招集して、当該道路に車両を通行させると危険だと理由で採決し、朝日パリオ津田沼管理組合及び自治会以外は歩行者専用道路に変更することに賛成の意思を表明しました。

その後令和元年 9 月 9 日から令和元年 9 月 27 日の工程で安全対策工事と称して工事を実施し現在に至っています。

下記の理由に記したように意見交換会の審議内容及び、消防はしご車の消火活動にも疑義があるので船橋市に意見交換会の再審議を求める様陳情いたします。

[理由]

1、「市道第 43-063 号線安全対策報告書」の黒塗り隠蔽について

船橋市役所は住民の血税で 939,600 円を支出して（株）福山コンサルタントに当該道路の調査検討業務を委託し、成果物の「市道第 43-063 号線号安全対策報告書」（以下報告書と称す）の 4-2 頁、5-6 頁「評価/まとめ」欄を切り取り意見交換会出席者に配布しましたが、何を切り取ったかの説明もありませんでした。朝日パリオ津田沼管理組合が要求した公文書開示請求に対しては 4-2 頁、5-6 頁の「評価/まとめ」欄、5-1 頁、5-8 頁の「対策のとりまとめ」項目を黒塗りして公文書である報告書の写しを朝日パリオ津田沼管理組合に提出して、専門家の意見を隠蔽しました。

安全対策工事完了後の令和 2 年 5 月に黒塗り隠蔽部分の開示を求める（株）福山コンサルタントの報告書内の「対策のとりまとめ」項目には C 案の歩車共存を推奨した報告書でした。マンション建設時の開発許可のとおりで、朝日パリオ津田沼管理組合の主張の案と同一であり、船橋市役所の実施工事と真逆の推奨案であり騙された思いです。

船橋市は公金を使って行った安全対策の検討報告書を黒塗り隠蔽し、車両を通行させると危険だと概念的な説明に終始している。合理性があり且つ科学的な説明を市民に行う責任を負っているはずです。

他の意見交換会参加者は、無論黒塗り隠蔽部分の内容は知る由もありませんので前原信和自治会除いた、二宮小学校は令和 4 年 2 月 14 日に、二宮中学校、ハーモニー保育園、船橋東警察署は令和 4 年 3 月 8 日に報告書の本文と、黒塗り隠蔽部分と黒塗り解除部分をコピーして郵送してあります。

以上の経緯から「市道第 43-063 号線の交通安全対策検討業務」は何の目的で委託したのか市税の無駄遣いであり公明、公平な意見交換会が運営されたとは思えません。

2、市道第 43-003 号線の通学路を市道第 43-063 線への振替へ発言について

船橋市役所道路管理課は平成 31 年 1 月 31 日の第 4 回意見交換会で市道第 43-063 線が歩行者用道路として整備され、こちらに通学路に振替えることにより通学路の安全性がより高まることに加えて…。（議事録 3 頁）当該道路が歩行者道路として整備され、通学路がこちらに振替えられることにより、通学路の安全性

（議事録 10 頁）と小学校、中学校に対して誘導発言をしました。

この船橋市道路管理課の発言を受けて、二宮中学校校長は通学路の安全整備と
いうことで是非 A案（歩行者専用道路）でお願いします。（議事録 11 頁）

また二宮小学校校長は、小学校も同じ意見です。今日頂いた案を見させていた
だいで、横断歩道をプールの前に作っていただけること等、子供達の安全性は
高まる。（議事録 11 頁）と発言して歩行者専用道路に賛成の意を表しました。

道路管理課はその後権限がないとか、確たる発言ではないとか不明瞭な発言を
繰り返し、安全対策工事が完成して 2 年 7 が月も経っている現在も通学路の振
替えは行われていません。有言不实行発言です。

歩行者専用道路するために子供の安全を前面に出した虚偽発言です。

前項の福山コンサルタントの報告書を黒塗り隠蔽したのは船橋市が歩行者専用
道路を推進するのに都合が悪いので隠蔽したと思われます。

専門家の意見を無視した黒塗り隠蔽工作、また子供を前面にだした道路の振替
虚偽発言は民主主義を無視した行為で、朝日パリオ津田沼管理組合は市道第 43
—063 線の意見交換会の審議のやり直しを陳情します。

また船橋東警察署には福山コンサルタントの報告書を渡しており再審議に賛同
をえています。

3、消防はしご車進入の消火活動について

そもそも成田街道よりの消防はしご車の進入は机上ではあるが 5 回の切り返し
が必要となるので、市道第 43—063 号線より朝日パリオ津田沼の消防はしご車
の消火活動のために平成 6 年の開発許可時に新設された道路です。現在は出入
り口 8 カ所の鍵付きバリカーで封鎖されています。

朝日パリオ津田沼の居住者にとって鍵付きバリカー設置は、脅威であり災害に
対する大きな心配ごとです。

船橋市は道路管理者として朝日パリオ津田沼居住者に対して歩行者専用道路に
変更している以上、火災に対する安全、安心の確保の責務を負っているのは自
明の理であります。

船橋市内には 5m 以上の幅員面し、高さ 8 階以上マンションで鍵付きバリカーに
よって封鎖されたマンション（本件と同条件）は、ただの 1 棟もないそうです
ので意見交換会の再審議を陳情します。